

香川県小豆島地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

香川県小豆島地区においては、令和5年9月25日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 10.04%）いたしました。これによる令和5年10月から令和6年3月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

4 社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

120%以上	116%以上 120%未満	112%以上 116%未満	108%以上 112%未満	104%以上 108%未満	100%以上 104%未満	96%以上 100%未満	92%以上 96%未満
2 社	0 社	0 社	0 社	1 社	1 社	0 社	0 社

88%以上 92%未満	88%未満	計
0 社	0 社	4 社

（注）運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和5年10月～令和6年3月の 賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る 令和4年10月～令和5年3月の 賃金支給総額}}{\text{前年同期の総労働時間数}} \times 100$$

3 その他

- (1) 労働者負担制度は採用していなかった 4 社
- (2) 手当類の創設・拡充はしなかった 4 社
- (3) その他
 - ① 労働時間の短縮 2 社